

WTO体制下における唐津市の大規模稲作経営の展開と課題

誌名	Coastal bioenvironment
ISSN	13487175
著者名	椿, 真一
発行元	佐賀大学海浜台地生物環境研究センター
巻/号	8巻
巻号補足	
掲載ページ	p. 27-34
発行年月	2006年12月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



WTO体制下における唐津市の大規模稲作経営の展開と課題

椿 真 一

佐賀県唐津市松南町152-1 佐賀大学海浜台地生物環境研究センター

Development of large-scale rice farmers under the WTO system

Shinichi TSUBAKI

Coastal Bioenvironment Center, Saga University,
152-1 Shonan-cho, Karatsu, Saga, 847-0021, Japan

要 約

WTO交渉の帰結次第では、米価はいつそう下落することが予想される。佐賀県では品目横断的経営安定対策の影響は、現時点ではそれほど大きくはないと考えられる。しかし、米についても同対策に組み込まれることになれば、大規模稲作経営にとってはそれへの加入が経営展開にとって必要条件となる。唐津市の大規模農家の調査から明らかになったことは、規模拡大に制約条件があるため、面的拡大よりも園芸など集約部門の維持が必要であることである。さらに、米の個別販売を行ってはいないが、品目横断政策への加入が求められることである。

Summary

It is expected that the price of rice will be fall sharply. The price will depend on WTO decision. The non-product-specific payment cannot be expected to work effectively for the structural reorganization. In addition, the payment is not effective for the rise of food self-sufficiency. Because of its limited recipient eligibility. In order to strengthen the paddy-field farming structure and raise the food self-sufficiency, a set of product-specific payments and a deficiency payment for rice is thought to be needed. The non-product-specific payment make an impact on rice production in SAGA prefecture. But the prospects for the future of the rice production are not good. I am uneasy about the future. This thesis developed that large-scale rice farmers needs intensive agriculture sector.

1. はじめに

北九州、なかでも水田農業が盛んな福岡、佐賀、熊本3県の土地利用型農業の位置は、この3県で水稲作付面積が九州全体の60.2%、麦作では87.3%、大豆作でも80.8%を占めている。都府県での位置は、水稲7.2%、麦32%、大豆16.2%である。

水稲作付面積では熊本4万2,600ha、福岡4万1,600ha、佐賀2万9,500haであるが¹、麦作(4麦計)では佐賀2万1,500ha、福岡1万9,900ha、熊本6,700ha、大豆作では福岡7,790ha、佐賀7,370ha、熊本3,100haである。

熊本県は、水稲作付面積は九州でもっとも大きい²が、麦、大豆の面積では福岡、佐賀両県より小

さい。九州の麦作の75.1%、大豆作の67.1%は福岡、佐賀の2県に占められている。ただ、福岡県の麦作面積の80.9%が小麦であるのに対して、佐賀県では小麦は52.6%にとどまる。佐賀県では二条大麦の作付けが麦作面積の47%を占めている(福岡県では二条大麦17.7%)。二条大麦はビール用としての流通量が多く、その場合、品目横断的経営安定対策の対象とはならないこともあって、同対策の影響は福岡県ほど大きくはないと考えられる。

ところで、唐津市はすべて二条大麦の作付けであり、作付面積も182haと小さい。大豆にいたってはわずか12haとなっており、現時点で麦、大豆の所得保障を中心とする品目横断的経営安定対

表1 WTO交渉の行方

	一般品目削減率	重要品目削減率	関税割当の拡大	上限関税	決着後の関税	輸入米価格60kg
G10	4階層上位から 45%、37%、31%、27%	一般品目削減率の50%① 一般品目削減率の80%② 一般品目削減率の20%③	20%拡大 5%拡大 35%拡大	なし	①264.2円/キロ ②218.2円 ③310.3円	20,052 円 17,292 円 22,818 円
EU	4階層上位から 60%、50%、45%、35%	一般品目削減率の1/3～2/3	5～32%拡大	上限100% 重要品目には適用せず	204.6円	16,476 円
G20	4階層上位から 75%、65%、55%、45%	一般品目削減率の7/10～10/10	消費量の6%拡大	上限100% 重要品目にも適用	43.8円 (上限関税を適用しない場合) 179円	6,828 円 14,942 円
アメリカ	4階層上位から 90%、85%、75%、65%	一般品目削減率の3/5	消費量の4%拡大	上限75% 重要品目にも適用	32円 (上限関税を適用しない場合) 184.1円	6,120 円 15,248 円
注)	現行関税	341円/キロ(従量税)	778% / キロ(従価税)			

策が唐津市の農家に与える影響はきわめて小さいものと考えられる。しかし、WTO交渉の帰結次第では予断を許さない状況となろう。

表1はWTO交渉において、各国・グループが主張している内容を整理したものである。わが国が含まれるG10の主張で決着した場合、関税を含めた輸入米価格は1万7,000円～2万3,000円前後になる。EU案でも1万6,000円程度は維持されるため、国内の稲作農家も2ha以上の経営では競争力がまだ維持されそうである(図1)。しかし、途上国輸出グループG20やアメリカ案をそのまま受け入れると、輸入米価格は60kg当たり6～7千円ほどとなり、いずれの稲作規模階層でも太刀打ちできないため、稲作が総崩れになる恐れがある。G20やアメリカ案がそのまま受け入れられることは考えにくいとしても、G10やEU案

であってもミニマムアクセス米の拡大はさげられないため、いずれにしても、米価は大幅に下がることが予想される。このことから、近い将来、米についても品目横断的経営安定対策のゲタ部分の投入が考えられうる。

佐賀県では、その増加テンポが鈍化しているとはいえ、いまだ3ha以上農家が增加しているが、品目横断政策では4haを境に、それに満たない農家は支援対象ではなくなる(図2)。上向展開を図ろうとする農家を排除する同政策は問題が大きいと考えられるが、それはともかく、WTO交渉が決着すれば、米価下落がいつそう進むことが予想される中で、生き残る可能性がまだ残されている大規模農家が、その経営展開を図れるかどうかを明らかにする必要がある。

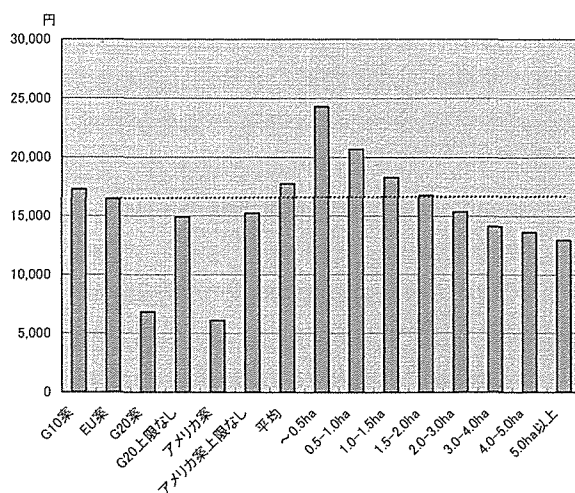


図1 米輸入価格(関税込)と国内生産費の比較
60kg当たり

資料：農林水産省統計情報部『米及び麦類の生産費』

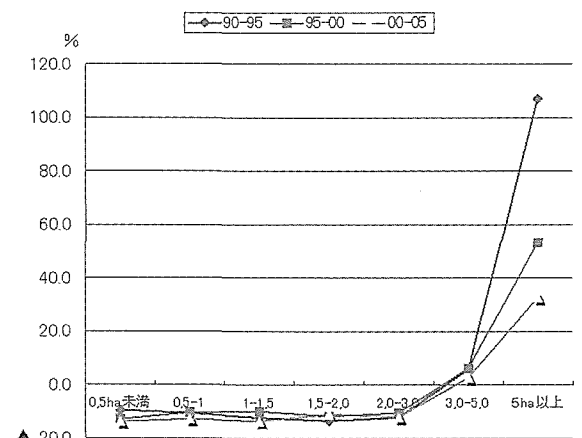


図2 経営耕地規模別農家の動向(増減率)

資料：農業センサス

2. 平坦地域と台地から構成される唐津市

唐津市は、佐賀県の西北部に位置し、県内では佐賀市に次ぐ人口8万人を有する県北部の中心都市として発展している（図3）¹⁾。JR筑肥線、国道202号、高速道路の整備に伴い福岡都市圏との結びつきも強くなり、福岡市への通勤者も多い。

経営耕地面積は1,927haで、水田が1,264ha、畑415ha、樹園地248haとなっており、佐賀平野と異なり、水田率は66%とかなり低い。農業は、比較的温暖な気候のもとで米麦土地利用型農業を基礎に、県内トップの生産量のイチゴをはじめきゅうり、なすなど施設園芸、ハウスみかん、畜産等を組み合わせた複合経営の展開がみられる。市の中央部を貫流する松浦川流域に平坦部が広がり、北西部は標高200mの丘陵性台地が連なっており、農業特性がそれぞれ異なっている。松浦川とその支流、徳須恵川北西の丘陵部が「上場（うわば）」と呼ばれているのに対して、海岸・河口平野部は「下場（したば）」と呼ばれている。畑地は主に上場台地に集中している。唐津市の農業は、自然条件によって上場（うわば）と下場（したば）に大別される。上場は、標高100～200mの波状形卓上台地にある、河川の乏しい常襲干ばつ地帯（通称「上場砂漠」）であったが、昭和48年より始まる国営灌漑排水事業、国営農地開発事業、51年からの県営畑地帯土地改良事業によって畑作農業の展開基盤が確立した。上場は唐津市にある農地の7割を占めており、畑の9割が上場にある。一方の下場は、水田地帯であり、圃場整備によって水田土地利用型農業展開を図る条件が整った。唐津市全体の水田率は66%であるのに対し、下場は74%が水田である。

まず、唐津市の約半分を占める標高100～200mの台地は、「上場台地」（うわばだいち）と呼ばれる火山性土壌の痩せた土地で、地形が半島ということもあり、雨はすぐに海へ流れてしまうため河川もなく、海からの強い風もあって、かつては作物がとれない、農業には向かない土地（「上場砂漠」と俗称）であった。しかし、国営、県営の大規模な「上場土地改良事業」により、畑513haの造成、灌漑整備、747haにおよぶ水田区画整備が実施されてきたため、現在では佐賀県でも有数の農業地域になっている。とりわけ肉牛繁殖・肥育が盛んであり、1戸当たりの飼養規模も大きく、

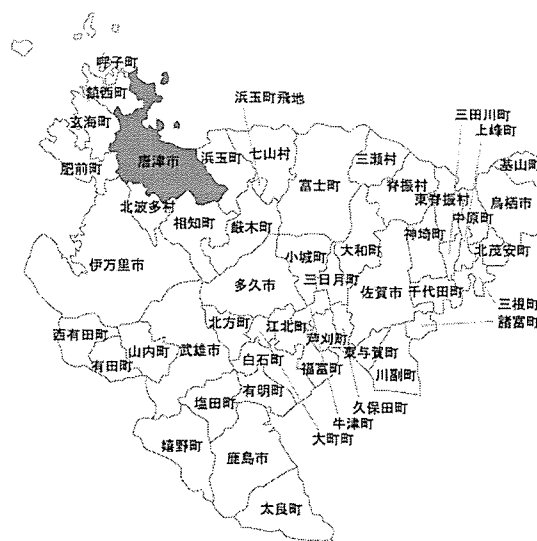


図3

県下では有数の畜産地帯となっている。また、上場土地改良事業によって畑の条件整備が整い、玉ねぎ、キャベツ、甘藷、ジャガイモ、葉たばこ、茶、飼料作物のほとんどがこの造成畑に作付けされている。他方、1筆あたり水田区画は10aと小さく、棚田も多いことから水稻作付け以外には利用されていない。転作の態様も圃場が大きいところではキュウリ、イチゴの施設栽培もみられるが、団地化が困難で、自己保全管理も少なくない。

対称的に、水田を中心とした下場地域では、米麦に野菜園芸を加えた複合経営が多くみられる。下場では、400haにおよぶ基盤整備が、昭和48年から昭和60年にかけて実施されており、圃場面積はほとんどが20a、大きくて30aというもので、暗渠排水が設置されておらず排水不良田も少なくない。このため、湿害がおり大豆の作付が困難であるとともに、麦の収量もそれほど高くはない。しかし他方で、この圃場整備を契機として機械利用組合が組織されており、現在16組織がある（表2）。活動内容は、米麦を対象としているのが2組織で、残りの14組織は稲作のみを対象としている。基本的に1集落を基礎として設立され、作業受託を行うものであるが、販売の一元化は行っておらず、いずれも法人化までには至っていない。また、平成9年に唐津市農協が95%出資によって「(有)唐津地区農作業受託センター」（社員4名）を設立し、機械利用組合が存在しない地区での米麦の作業受託を行っている。ただし、条件が悪い農地が集まってくる傾向にあり、

作業料金を高めに設定し、機械の運搬費用も料金に上乗せしている。

このような農業条件の違いを反映して、上場台地では最大でも5ha規模経営の成立にとどまる一方で、下場では10haを超える大規模経営の成立がみられるものの、その数はわずかである。

政府の目標では、2015年には効率的安定的経営が総農家の15～16%を占める農

業構造に転換するとあるが、唐津市においては、同経営が総農家の15%を占めるようになるとは想定しがたい。というのも、2000年センサスでは唐津市の4ha以上の農家はわずか36戸であって、販売農家の2.7%にすぎず、ヤミ小作が相当残っているとはいえ、利用権設定面積は218ha（水田133ha、畑82ha、樹園地29ha）、設定率9.1%にとどまり、農地流動化がそれほど進んでいるとはえないからである。2000年センサスでの流動化率は18.4%、1戸当たり規模は1.5haである。10a標準小作料は、水田が下場では1万5,000円～1万8,000円、上場では1万2,000円であり、それほど高いとはいえない。ただし、畑地は葉たばことしての需要が高いため2万円となっている。

3. 複合化によって専業農家が厚く存在する農業構造

2000年センサスでは、総農家1,517戸で販売農家1,320戸である。専業農家は305戸であって、総農家の20.1%を占めている。これは佐賀県全体の専業農家シェアが16.4%であることから、かなり高い数値である。しかも、専業農家のうち、64歳以下の男子専従者を確保している農家は77%（県平均58%）と非常に高く、農業の担い手が厚く存在する地域といえる。

認定農業者は、平成17年9月現在で347経営

表2 唐津市の生産組織の活動状況（平成15年）

単位:ha

	構成員	水稻				麦			
		耕起・代かき	田植え	防除	収穫	耕起・播種	カルチ	防除	収穫
A	4	15	15	15	25	20	20	20	20
B	27				24				10
C	150	45	45	45	45				
D	62	18.8			25.4				
E	20	26.4			15.8				
F	25				12.9				0.8
G	27	26.1			20				
H	19				10				7.5
I	5				4				
J	20				12				25
K	11				12				
L	24				10				
M	35		20		20	15	20	20	20
N	22				8				
O	34		14	13	15				
P	17	7			14				
農受社員	4	10	25	36	55	10	10	10	10

資料：唐津市水田農業推進協議会『唐津市水田農業ビジョン』平成17年4月、より抜粋
注）農受とは、農協設立の（有）唐津地区農作業受託センターのことである。

体であり、経営類型でもっとも多いのは施設野菜の141経営で、次に施設果樹の69経営、工芸作34経営、畜産32経営であって、稲作を中心とした経営は11戸にとどまっている。専業農家の主体は施設園芸（イチゴ、キュウリ、トマト、花卉）、施設果樹（みかん、デコポン）や葉たばこ、和牛繁殖・肥育など畜産で、これに水稻を組み合わせた複合経営であり、米麦土地利用型経営であって複合部門を取り込んでいる場合が多い。

他方の兼業農家も、1兼の割合が22.1%（佐賀県19.6%）と高く、兼業農家であっても、農業依存度の高い農家が多く存在している。労働市場の展開が弱いため、農業依存度が依然として高い地域と位置づけられる。それは農地の流動化にも現れており、4ha以上農家の割合は2.7%（36戸）と、県計の3.5%よりも低くなっている。

販売農家1,320戸のうち単一経営が969戸、73%を占めており、その内訳は稲作単一経営がもっとも多く527戸もあって、次に施設野菜単一154戸、果樹単一102戸、工芸作物単一51戸と続くことから、専業農家や認定農家は野菜や果樹、工芸作を経営の中心に置く一方で、兼業農家は稲作を中心としていると考えられる。

2003年の農産物作付延べ面積は2,010haあって、水稻が945haともっとも大きく、野菜256ha、果樹234haとつづく（図4）。作付面積の変化をみると、ほとんどの作物で作付面積が年々減少しているが、その中であって、近年伸び

を見ているのが工芸作物および、麦、大豆の土地利用型作物である。ただし、その面積は工芸作物164ha、麦183ha、大豆22haと、それほど大きくはない。とはいえ、麦、大豆の生産動向を見ると、唐津市では麦、大豆とも2000年を起点に作付面積が増加に転じている。これは2000年から2003年まで実施された「水田農業経営確立対策」による生産調整助成金が、前対策を上回る、最高額7万3,000円になったことが面積増のインセンティブにつながったものと考えられる。助成金水準次第では麦、大豆の作付面積が伸びる可能性を示唆している。

しかし、農業粗生産額に占める割合は麦、大豆合わせても1.5%ときわめて小さい。大豆の生産量が小さいのは排水不良田が多いというのがあるが、大豆乾燥・調整施設が市内になく、自家天日乾燥により処理していることがその要因である。

平成17年の生産調整面積は393haであり、生産調整率は29%であった。ブロックローテーションが実施されているのは2旧村の水田235haのみであって、ほとんどはバラ転での対応である。生産調整を実施した農家は1,634戸あったが、集荷円滑化対策に加入している農家は1,125戸で75%にとどまった。したがって、産地づくり交付金の対象となった生産調整面積は44%の171haであった。転作作物で最も助成面積が大きかったのが野菜で81ha、次に麦の

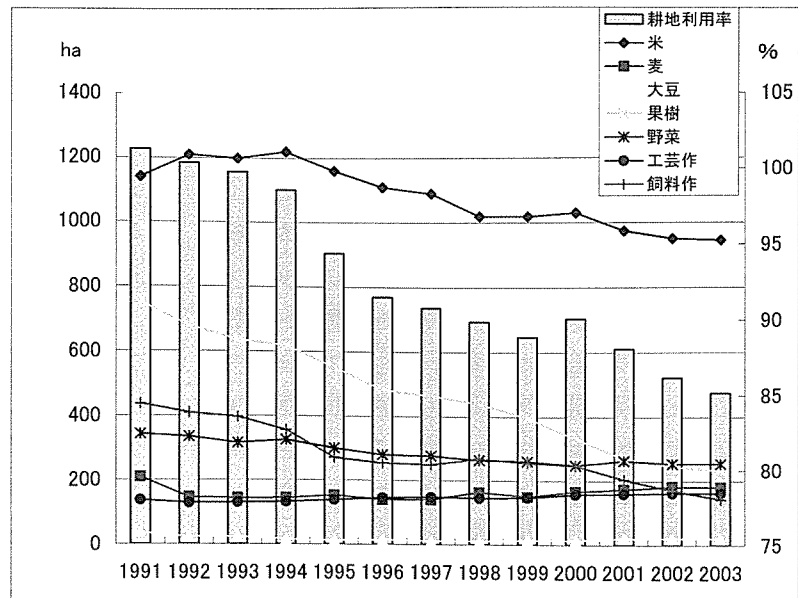


図4 唐津市の作付面積

資料：佐賀県農林水産統計年報各年次

43ha、飼料作物15haとなっている（表3）。交付金額は全体で3,900万円であり、麦、大豆、飼料作物、特定野菜、景観作物を1ha以上団地化した場合に支払われる「団地化助成」が2,300万円（59%）と最も多い²⁾。唐津市では麦、大豆、飼料作物を作付し、団地化したうえで、同一年度

表3 平成17年度産地づくり交付金作物別・助成額（唐津市）

		面積(ha)	単価(円/10a)	交付額(万円)	交付額比
転作作物栽培の推進	飼料作物	15.1	* 10,000	153	3.9
	麦	42.5	15,000	637	16.2
	大豆	1.2	15,000	18	0.5
	地力増進作物	3.5	7,000	24	0.6
	花卉	7.9	7,000	55	1.4
	種苗類	9.4	7,000	66	1.7
	その他一般作物	0.7	7,000	5	0.1
	永年性作物	1.4	6,000	6	0.2
	景観形成作物	0.7	7,000	5	0.1
	野菜	80.5	5,000	403	10.3
	特定野菜	6.7	10,000	67	1.7
	たばこ	1	5,000	5	0.1
	調整水田	0.5	1,000	0.5	0.0
	計	171		1,445	36.9
利水用田助成度	飼料作物	4.2	10,000	42	1.1
	麦	13.7	10,000	137	3.5
	計	17.9		179	4.6
団地化	飼料作物	4.8	50,000	242	6.2
	麦	41.1	50,000	2,054	52.4
	計	45.9		2,297	58.6
交付額総計				3,921	100.0

*わら専用稲のみ4万5,000円だが、実績は6aだった。

資料：唐津市農政課聞き取り

内に地力増進作物を除く転作作物の作付を行った場合、その2作目の転作作物の作付面積に応じて助成する「水田高度利用」によって転作では最高7万5,000円を得ることができる。

4. 複合化を伴いながらも規模拡大を図る大規模経営

本節では、佐賀県唐津市に存在する個別大規模家族経営を対象とした分析を行う。これまで研究上注目されてきた佐賀平坦地の米麦二毛作地帯では、個別大規模農家の成立へ向かうのではなく、集団化による経営対応がなされてきた。したがって、佐賀県内の個別大規模農家は、佐賀平坦ではなく、むしろ米麦策の展開が弱い地域において成立している。ここで取り上げる事例は、佐賀県稲作経営者協議会の会長であり、佐賀県内で5指に入る大規模経営である。唐津市における大規模農家の特徴は、稲作に園芸、畜産を加えた複合型の経営展開を図っていることである。ここでは、経営面積が22haに達するC農家を事例に、唐津市の大規模稲作経営の存立構造を明らかにし、経営展開の課題を析出する。

C農家は認定農業者であるとともに、2005年現在、「佐賀県稲作経営者協議会」の会長でもある。農業センサスによれば、唐津市で15ha以上の農家は1戸存在するが、これが本節で調査対象となる経営である。ちなみに佐賀県全体でも15ha以上経営は10戸しか存在しないため、調査対象農家は県内でも最上層に位置する経営である。

C農家のある柏崎集落は、鏡山の麓の松浦川右岸平坦地に位置する。集落には40haの農地があり、農家は40戸存在している。このうち専業農家が17戸と専業農家が多い集落であるが、専業農家は15戸までが1ha程度の稲作と40aほどのイチゴ経営であって、大規模な稲作を行っているのは2戸にとどまる。

集落内農地は、1977（昭和52）年に構造改善事業で基盤整備が行われ、水田は30a区画に整備されている。ただし、集落農地40haのうち山つきにある20haは基盤整備されていないため、湿田で裏作ができない。また、10haはイチゴ栽培用のハウスが立ち並んでいるため、集落内で麦作が可能な農地は10haにとどまる。

柏崎集落は、基本法農政下でミカン栽培面積を伸ばしてきたが、水不足に悩まされてきた地域であり、ため池用水に頼っていたため、ミカン園の開墾にブルドーザーを使用することが禁止されており、大規模なみかん園の開墾はできなかった。したがって、大規模ミカン経営は成立せず、ミカン価格暴落の際に、いちはやくイチゴ栽培に転換できたのであった。

C農家は1966（41）年に農業高校卒業と同時に就農した。当時は両親と3人で米2ha、ミカン2haに露地野菜を加えた経営であった。就農4年後の70年に結婚して労働力が4人に増えたこともあって、イチゴ作を始めた。ミカンの価格が暴落したため、55年にミカン作を廃止している。

現在のC農家は、夫婦2人の家族労働力に加えて、イチゴ栽培（手入れ、葉かき、摘果）に年雇2名（25歳と50歳の男子）、パート延べ350人の労働力を投入している。跡継ぎは地域内の農協に勤務しているが、同居しておらず、農繁期の手伝いもない。

C農家の2004年の経営面積は自作地1.2ha、通年借地21haの合計22.2haである。期間借地はない。自作地では半分が、通年借地では16haが3集落にまたがる集落外にあり、規模拡大は集落外で行われてきた。また、借地のうち6haは基盤整備もされておらず、圃場も10a区画と小さい。小作料は10aあたり1.5俵（2万1,000円）であり、やや高くなっている。

04年の作付面積は、水稻21haで、二条大麦5ha、ハウスイチゴ44aであった。集落内にはイチゴ農家が多く、転作はバラ転で行われているが、転作は集落内で過剰達成されており、C農家自体は集落内で転作を行う必要がない。しかし、集落外の農地については、ブロックローテーションによる転作が行われており、その集落からの要請もあって、集団転作に協力するために大麦を作っている。麦は二条大麦の作付面積が全国1位という佐賀県の特徴もあって、農協の販売計画との関係で唐津市内はすべて二条大麦であり、小麦の作付はない。C農家の産地づくり交付金配分額は350万円（麦325万円、イチゴ2.2万円）であった。

21haの稲の品種別内訳は、夢しずく8ha、ヒ

ノヒカリ10ha、天使の詩（うた）2haで、この他にモチ米1haの作付けがある。米生産量は全部あわせて1,500俵で、このうち200俵が現物小作料および自家飯米として確保され、残りが販売へと回される。まず、夢しずくは全量（600俵）農協に出荷している。有機栽培の特別栽培米であり、農協との契約生産である。価格は玄米60kgで1万4,800円であり、販売額は890万円である。次に400俵は唐津市内にある1軒の米穀小売店に販売している。玄米販売で小売店から注文があった際に店舗に運搬している。販売単価は玄米60kgで1万4,000円である。販売額は560万円である。残りの300俵は独自に精米販売しており、そのための乾燥・調整施設、精米機を経営内部で装備している。独自販売では、15kgの小袋を5,000円で販売しており、販売額は540万円である。

1994年に食管法が廃止され、食糧法が登場したのを受けて、C農家は地元米穀小売店に話を持ちかけ、直接取引を開始した。小売店との直接取引によって、農協に出荷するよりも60kg当たり3,000円も手取りが多くなるという。さらに、6年前から有機堆肥を投入しており、食味を上げる努力を欠かしていない。個別販売についても、米の検査は自宅で行っている。

ビール用としての大麦の生産量は400俵（50kg）で、農協を通した販売であり、販売単価は1kg117円、販売額は234万円である。

イチゴは農協共販で、唐津市の平均単収4tを上回る5tの単収であり、生産量は22t、販売単価は1kg1,000円であり販売額は2,200万円である。

ここで、C農家の所得を試算してみる。試算に用いたデータは、米が「農林水産統計情報部『平成13年産米及び麦類の生産費』平成15年5月」の九州5ha以上、麦とイチゴは「九州農政局唐津統計・情報センター『唐津市・東松浦郡農林統計要覧』（2005年10月）」の2003年のデータを参考にした。所得産出方法は、米、麦については、全参入生産費から家族労働費、自己資本利子、自作地地代を控除したものを、粗収益から引いて求め、イチゴについては前述データがないため、粗収益から経営費合計を引いて求めることとする。

米は10a当たり収量7俵、販売単価は60kg当

たり1万4,000円なので、10a当たり粗収益は9万8,000円である³⁾。他方、10a当たり全参入生産費は9万5,859円、家族労働費2万9,483円、自己資本利子3,779円、自作地地代5,382円であり、10a所得は4万785円となり、米21haで856万円になる。

大麦では、10a当たり収量400kg、販売単価は1kg117円だったので、10a当たり粗収益は4万6,800円である。全参入生産費は4万2,543円、家族労働費9,662円、自己資本利子2,293円、自作地地代4,564円であり、10a所得は2万776円となる。大麦5haでは103万8,800円になるが、カンントリー利用料が5割増しなため、実際はこれよりも低くなる。

イチゴは10a当たり収量5t、販売単価は1kg1,000円であり、10a当たり粗収益は500万円である。10a当たり経営費は192万4,000円であり、10a当たり所得は307万6,000円、44aでは1,353万4,400円となる。

かくして、米、麦、イチゴを合わせたC農家の所得は2,313万円となり、これに産地づくり交付金350万円が加わる。所得構成比は米37%、大麦5%、イチゴ59%である。イチゴが所得の6割を占めているが、米も個別販売によって4割を占めており、所得確保にとって稲作の位置づけは小さくない。他方で、麦作経営安定資金の対象でないビール麦を生産しているためその所得は低く、経営にもつ意味は小さい。

今後の経営展開では、イチゴについては現状を維持するものの、米については規模拡大によるスケールメリットの追求を考えていた。現在の家族労働力と機械装備があれば25ha規模までなら拡大が可能と考えている。イチゴ栽培に雇用労働力を多数投入しているため、経営主夫婦だけでも稲作の規模拡大が可能と考えている。また、機械装備もトラクター5台、田植機8条1台、コンバイン5条1台と稼働面積にはまだ余裕があるとのことであった。

米については乾燥・調整、精米は経営内部で行っているが、麦についてはカンントリー利用組合に加入していないため、員外利用で乾燥・調整をおこなっており、利用料金は通常の5割増しとなっている。そのため、販売価格の低い麦については、面積を前年の12haから転作対応となる5ha

にまで減らしている。米の有利販売を行っているため、基本的にすべての水田に米を作付けしたいとしながらも、それでもC農家が麦をつくる理由は、集落外の借地が多いC農家にとって、出作先の集落の集団転作に参加することが、その集落との調和をはかるために必要と考えているからである。

ただし、規模拡大に際して、集落内での規模拡大は、集落内に専業農家が多く、農地の出し手は少ないことから可能性は低い。他方、集落外での規模拡大は、兼業農家が多く、出し手は比較的存在するというが、ポンプアップによる水の確保を行っている地区では、水利費が柏崎集落の2倍に相当する10a当たり5,000円と高いこと、また地区外から借地する農家に対しては、10a当たり2,000円の賦課金を徴収する集落があるなど、経費が余計にかかる場合が少なくなく、農地分散によるコストアップも手伝って、規模拡大の制約も多いとのことであった。だからこそ、1筆当たり圃場面積の大きさと、水利の便利さを規模拡大の条件にあげているのである。つまり、C農家の規模拡大はそれほど簡単ではないということになる。

5. おわりに

唐津市で成立している最上層の大規模農家は、稲作を拡大する一方で園芸部門を経営に取り込んできた。さらに、米価下落のもとで稲作所得を維持するために米を独自に販売してきた。

集落内での規模拡大には限界があり、他集落に出作しているが、そこでは様々な制約もあり規模拡大が簡単に進むような条件にはなかった。米の独自販売を行っていることから、すべての水田に米を作付けたいのであるが、出作先の集団転作との関係である程度は麦作を作付けせざるをえない。唐津市では、圃場条件の悪さと、共乾施設がないことから、大豆の作付けが困難だからである。しかし、試算によれば麦所得は稲作所得より10aで2万円も低く、産地づくり交付金を加えてはじめて稲作所得を上回るのである。つまり、麦作はそれほど経営として魅力があるものではないということである。むしろ、米を個別販売することに加えて、施設園芸を導入することによって所得を確保しており、今後稲作の拡大を指向していた。

とはいえ、規模拡大の条件は厳しく、面的拡大よりも集約部門による所得確保を目指さざるを得ない。さらに、今後はWTO交渉とのかかわりで米価がよりいっそう低下することが予想されるため、米の品目横断政策への加入が経営展開にとって不可欠となろう。

【注】

- 1) 2005年1月1日に、以前の唐津市、呼子町、鎮西町、肥前町、北波多村、相知町、厳木町、浜玉町の1市6町1村が合併して新しい唐津市が誕生したが、ここでいう唐津市は旧唐津市のことである。
- 2) 平成18年からは団地化していなくても、土地利用集積を行い麦、大豆、飼料作物を作付けた場合には、「土地利用集積助成」として10a5万円の助成をすることになった。
- 3) 米は独自販売と農協委託販売があり、単価も異なっているが、ここでは独自販売の単価1万4,000円で試算する。